

平成25年 教育委員会第2回定例会 会議録

日 時 平成25年2月12日（火）

午後3時33分～午後5時08分

場 所 麴町区民館 洋室D

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第1号』教育事務に関する議案に係る意見聴取

【指導課】

- (1) 『議案第2号』千代田区教育委員会の教育目標及び平成25年度千代田区教育委員会の基本方針
- (2) 『議案第3号』人事案件【秘密会】

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等日程
- (2) 子どもの遊び場に関する基本条例

【子ども支援課】

- (1) 千代田区立保育所条例の一部改正
- (2) 保育園・こども園入園申込状況（一次）

【学務課】

- (1) 平成25年度九段中等教育学校適性検査結果

【指導課】

- (1) いじめ問題について
- (2) 小・中・中等教育学校における体罰の実態調査について

第 3 その他

出席委員（5名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員（10名）

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	木村 博子
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎

子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
指導課長	佐藤 興二

欠席職員（１名）

学務課長	平井 秀明
------	-------

書記（２名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

中川委員長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。 ただいまから、平成25年教育委員会第２回定例会を開催いたします。 本日、平井学務課長は、他の会議に出席のため、欠席いたします。 今回の署名は、市川委員にお願いします。 本日の議事日程は、お配りしてあるとおりですが、第１、議案、指導課、議案第３号、人事案件は、意思形成過程につぎ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第６項ただし書きの規定に基づき、非公開といたしたいので、その可否を求めます。 賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
中川委員長	全員賛成ですので、非公開といたします。 この件につきましては、非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第１ 議案

子ども総務課

（１）『議案第１号』教育事務に関する議案に係る意見聴取

指導課

（１）『議案第２号』千代田区教育委員会の教育目標及び平成25年度千代田区教育委員会の基本方針

中川委員長	日程第１、議案は２件あります。 初めに、議案第１号、教育事務に関する議案に係る意見聴取ですが、本件につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第５項」の規定により、山崎教育長は、自己に関する案件のため、議事に参与できませんが、同条ただし書きの規定により同席を許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。
-------	---

	(異議なし)
中川委員長	異議なしと認め、同席を許可します。
	それでは、子ども総務課長より説明願います。
子ども総務課長	教育事務に関する議案に係る意見聴取につきまして、資料に基づきましてご説明申し上げます。
	お手元の資料を1枚おめくりください。
	2枚目に、2月7日付で、区長から教育委員長宛てに、教育事務に関する議案に係る意見聴取がございました。内容につきましては、千代田区長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の紹介であります。
	これまでも区長等の給与の特例に関する条例というのは、区長の給与は条例により決せられております。それに対しまして、一定額を減額するという条例を既に施行しているのですが、今年の2月末をもって終了いたします。改めまして、平成25年3月1日から平成29年2月末まで、この特例条例、本来的な給料を減額するという条例を延長するという条例でございます。
	具体的には、参考という資料の1番に書いておりますが、平成22年1月から、区長、副区長及び教育長の給料について特例条例を定め減額をする措置を行ってまいりましたが、ただいま申し上げましたとおり、平成25年2月末で適用期間が終了いたします。改めて措置の期間を延長するというものでございます。
	2番目に内容に触れておりますが、教育長の場合、条例本則であれば本来89万5,000円の給与のところを、特例条例によりまして、85万9,000円を給与とするというものでございます。また、期間につきましては、平成25年3月1日から平成29年2月28日までというものでございます。
	裏面には新旧対照表がございます。2月末までこの特例条例が生きておりまして、現行も特例条例の該当で、教育長の給与は85万9,000円でございます。この期間が延長になりまして、この特例条例でも教育長の給与は85万9,000円というものでございます。
	説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
中川委員長	ご説明が終わりました。
	ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。
	(「なし」の声あり)
中川委員長	それでは、特にないようですので、議案第1号について採決します。
	賛成の方は挙手願います。
	(賛成者挙手)
中川委員長	全員賛成につき、議案第1号を決定することとし、教育委員会として異議がないことを区長へ報告いたします。
	次に、議案第2号、千代田区教育委員会の教育目標及び平成25年度千代田区教育委員会の基本方針について、指導課長より説明をお願いいたします。
指導課長	議案第2号「千代田区教育委員会の教育目標並びに平成25年度千代田区教育委員会の基本方針」を改正するに当たりまして、議案としてお示ししまし

た。

今回の趣旨でございますが、平成25年度の教育行政を進めていくために、各学校、幼稚園、こども園において、千代田区教育委員会の教育目標の新たな確認と、平成25年度の基本方針を示すに当たり、この教育委員会で定めていただくものでございます。

それでは、前回の協議をもとに修正した点を中心にご説明申し上げ、ご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、教育目標につきましては、前回ご説明したとおりでございます。一部訂正したところだけです。

2枚目の基本方針をご覧ください。基本方針1、そして3ページ目の基本方針2につきましては、前回、特段のご意見がございませんでしたので、このとおりいたします。

続きまして、4ページ、基本方針3の四角囲みの前文の部分で、「自己の内面を磨くとともに、自己実現を図り」という部分をまとめてみてはどうでしょうかということでしたので、3行目の後ろ、真ん中ら辺から、「また、誰もが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、自己実現を図り」という、この「自己実現を図り」をつけ加えました。そのかわり「そのため」以降の、以前は「自ら学び、自己実現を図ることができるよう」という文言がありました。それを削除しました。

続きまして、基本方針3（1）健康と体力の増進の中黒の1つ目でございます。「個に応じた」というのはなくても良いのではないのでしょうかということで、「個に応じた」は削除しました。

また、中黒の2つ目、「個性や想像力を伸ばす基盤となる健康・体力を保持・増進するため」という文章でございますが、ここに、「体力向上や食に関する指導をはじめとする」という文言があったのですが、「食に関する指導をはじめとする」というのが、不要というご意見がありましたので、ここも削除しました。

基本方針3につきましては2点です。

続きまして、5ページ目をご覧ください。基本方針4でございます。

基本方針4の四角囲みの前文のところでございますが、前回もご説明申し上げましたように、「伝統文化の継承」ということを位置づけたことにより、前文につながりが持てない。「我が国の伝統文化に対する愛着」という文章の据わりが悪いということで、前段を少し改めました。「国際化、情報化の進展、地球環境の悪化、自然災害への対応など、めまぐるしく変化する現代社会において、自ら課題に立ち向かい、自ら乗り越え世界を舞台に行動できるようにする」ということで、「我が国の伝統文化に愛着を持ち」という部分と「世界の人々と積極的に対話し」という部分を削除しました。そのかわり、「そのため」以降に、「我が国の伝統文化に対する愛着」という文言をつけ加えさせていただき、「国際教育を一層充実し、子どもたちに」という部分を削除し、整理をしました。

この文章をお読みいただき、ご審議いただければと思います。

続きまして、基本方針4（2）の部分でございます。

「国際教育の推進」の中黒の3つ目でございます。「国際社会において、広い視野に立ち」というところですが、「英語に親しむ活動」と「外国語活動」というこの関係というのをもう少し整理した方が良いということでしたので、すっきりと「保育園・こども園・幼稚園における英語に親しむ活動」、「幼児」をとりまして「小学校における外国語活動の充実を図るとともに、培った力を中学校・中等教育学校における海外交流に生かす教育を推進する」とい改めたものです。文言整理をいたしました。

続きまして、基本方針4（4）「環境教育の推進」の部分でございます。

「原子力発電所事故等を踏まえたエネルギー問題」というのが以前の文章だったのですが、ここは、「原子力利用の在り方を踏まえた原子力問題」というふうに、事故が起こったためということではないという表現に改めてはいかがかというご指摘でしたので、こちらは「特に、原子力の利用の在り方を踏まえたエネルギー問題」というご指摘のと通りの文言に修正をさせていただきました。

基本方針4は以上です。

続きまして、基本方針5でございます。

基本方針5の前文でございますが、「学校教育・家庭教育の充実」と書いておりましたが、「家庭・学校」、「学校・家庭」と順不同な、統一性がなかったものですから、ここは全て、「学校（園）」が先に出てくるようにしました。よって、一番最初の「学校（園）・家庭が一体となり」というふうに順序が変わりました。

続きまして、基本方針5（1）、脱字があった部分につきましては、ご指摘のとおり、「中学校・中等教育学校」というように、中黒の4つ目の右のほうなんです、「中学校・中等教育学校」の「校」の字を追記させていただきました。

続きまして、基本方針5（2）「家庭教育の充実」でございます。ここでは、中黒の1つ目、前回は、「基本的倫理」という言葉が大きく包含してしまうことにより、前のつながりと後のつながりというのが、バランスが悪いということで、この「基本的倫理」という文言を削除してはどうかということでしたので、ここは、「基本的な生活習慣、他者に対する思いやりなどの基本的倫理」は削除しまして、「思いやり、社会的マナー、自制心や自立心等」というような表現に改めさせていただきました。

続きまして、基本方針6です。7ページをご覧ください。

基本方針6、四角囲みの前文のところでございます。「地域に根ざし区民の期待に応えられる、地域社会との連携を推進していく」というのが、読みづらいというご指摘を受けまして、「地域に根ざし区民、地域社会の期待に応えられる」という文言にしていかがでしょうかということですので、ここは、「そのため」以降の文章を、「地域に根ざし区民、地域社会の期待に

応えられるよう」と文言を整理させていただいております。

また、「子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場である学校」という文章の、「活動の場」というのも特に必要ではないのではないのかということですので、今回は「活動の場」という文言を削除いたしました。

最後に、基本方針6のインフルエンザのところですので、中黒の5つ目でございます。

「新型インフルエンザ等の感染症予防の徹底をはじめ」ではなく、「徹底を図るために、適切な情報収集」の文言の方がよろしいのではないのかということご指摘ございましたので、こちらは、「感染予防策の徹底を図るために」と文言修正をしたものでございます。

前回のご指摘を受けまして、今回、修正したものを議案として提出いたしましたので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

中川委員長

ありがとうございました。ご説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょう。

近藤委員

今のお話を伺いながら、やっぱり余分なのかなというところで、1カ所だけあるんですが、基本方針6の四角囲み、真ん中のところ、この前、前後していただいたりした、「地域に根ざし」という言葉が、どうしてもここに必要なのか、これからうまくつながらなかったんじゃないですかね。今、こう直していただいても、ここにこれがある必要があるのかというか、何かおかしくないでしょうか。上手くは言えませんが。

指導課長

「地域に根ざし」という文言を入れた意図といたしましては、学校が、地域とともに、地域にある学校、地域とともに子どもたちを育てていくという意味合いを込めた文言でございます。ただ、今、近藤委員ご指摘のように、「区民、地域社会の期待に応えられるよう」、「期待に応えられるよう」という文言に込めていくというようなことであれば、それは削除してもおかしくはないと思います。

近藤委員

こだわりはあれですけど、皆さんがどう感じるかですね。

中川委員長

そうですね。

いかがですか。

近藤委員

それほどこだわりがあつてということじゃないですが、個人的にはどうも流れがおかしいなと思っていることは事実ですね。

中川委員長

佐藤指導課長は、地域に根ざすということで、この区の中のということを強調したいと思っていらっしゃるんですね。

指導課長

ここに点が入っていないので、読みづらさがあるかなとは思いますが、「地域に根ざし」というのが1つの段落と言いますか、意味があつて、根ざして、さらに区民、地域の期待にも応えられるんだよ。要は、学校もきちんと地域の活動に出ていたり、地域とのかかわりを持っていくという意味合いだったのです。

中川委員長

いかがでしょうか。

近 藤 委 員	地域に根ざすとか、地域に密着しとかいうようなこだわりの言葉なんでしょうが、そういう意味合いであつたらば、それこそ、「そのため、区民、地域社会の期待に応えられるよう、地域に根ざしながら」とか、「地域に根ざして、保護者や地域、大学や企業・NPO等との連携を推進していく」という方が、文章としてはスムーズなんじゃないですかね。
指 導 課 長	ご指摘を受けて修正しても議案を通していただくということで、大丈夫ですか。
中川委員長	そうですね。いかがでしょうか。
教 育 長	ちょっとよろしいですか。これは削除した方が私は良いように感じがしました。後ろの「保護者や地域」、また「地域」が入ってくるんですよね。「地域に根ざして、保護者や地域」というのは、やはり何かおかしいですよ
近 藤 委 員	ね。
教 育 長	なるほどね。 「地域の期待に応えられる」とか、「地域との連携」ということで、「根ざした」というのは、なくても良いと思います。2回言っていますから。
中川委員長	「区民、地域社会の期待に応えられるよう」にしてしまつて…
教 育 長	ここだけで、「地域」がまた出てきますからね。
中川委員長	ええ。でも、そうすると、この「地域社会の期待に応えられるよう」の「地域」と、「保護者や地域」の「地域」も重なりますよね。こちらの「地域」も要らないんじゃないかなと思います。
教 育 長	「地域社会」と「地域」というのも重複していますよね。
中川委員長	そうですね。
指 導 課 長	「地域に根ざし」を削除してしまう形でいかがでしょうか。
中川委員長	そうですね。
近 藤 委 員	私は、なくても良いと思いますけどね。
指 導 課 長	その方がすっきりしますね。
中川委員長	そうしたら、ついでにと言いますか、「区民、地域社会の期待に応えられるよう」というのは、ここは、「区民・」にしちゃってもいいんじゃないでしょうか。「地域」をとってしまつて、「区民・地域社会の期待に応えられるよう」としたらいかがかということで、これも含めて、最後に採決をすればよろしいですね。
教 育 長	直すことを含めて、決定ということですよ。
中川委員長	はい、わかりました。 そのほかにはいかがでしょう。よろしいですか。
	(「なし」の声あり)
中川委員長	それでは、この議案第2号に関しまして採決したいと思います。 賛成の方は、今の点も含めまして、挙手をお願いいたします。
	(賛成者挙手)
中川委員長	全員賛成につき、議案第2号を決定することといたします。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等日程

(2) 子どもの遊び場に関する基本条例

子ども支援課

(1) 千代田区立保育所条例の一部改正

(2) 保育園・こども園入園申込状況(一次)

学務課

(1) 平成25年度九段中等教育学校適性検査結果

指導課

(1) いじめ問題について

(2) 小・中・中等教育学校における体罰の実態調査について

中川委員長

それでは、第2、報告に入ります。

子ども総務課長

初めに、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

2点ございます。

1つは、区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等についてのご報告であります。

お手元の資料にございますとおり、3月9日の九段中等教育学校の卒業式を皮切りに、表記のとおり、各学校・園の卒業式、修了式、卒園式が予定されております。

また、年度が改まりましての入学式の日程につきましても、4月2日の保育園の入園式から4月14日の神田一橋中学校の通信の入学式までの日程が確定したところでございます。

例年のことでございますが、これら、学校・園の入学式、卒業式のご出席につきましては、教育委員の皆様には、また改めまして、ご案内をさせていただきたいと考えております。

また、「担当」と書いておりますが、これは、保育園・幼稚園につきましては子ども支援課、学校に関しましては指導課ということで、こういう記載になっております。

こちらの説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

これに関しまして、何かご質問、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

では、次に、子ども遊び場条例に関する基本条例の制定についてお願いいたします。

子ども総務課長

前回の定例会でもご報告したところでございます。その際に、いろいろとご意見、ご提言を頂戴いたしました。

まず、繰り返しのお伝えとなりますが、子どもの遊び場に関する基本条例は、いわゆる理念、基本的な考え方を謳うものでございまして、いわゆる事

業条例ということではございません。この条例に基づきます事業は、改めての要綱、要領での運用を予定しておりますことをあらかじめお知らせ申し上げます。

それでは、前回の定例会におきまして、本条例の原案と言いますか、概要等につきまして報告をさせていただきました。その際、委員の皆様方から幾つかのご指摘やご意見を頂戴いたしたところでございます。

今般、委員の皆様のご議論を踏まえまして、この本条例案につきまして、ご説明を申し上げます。

ポイントは5つの論点からなっているかと認識しております。

1点目は、前文の取り扱い方。2点目は、条文の「ですます」調について。3点目は、言葉の定義が不十分ではないかという声。4点目は、「条例本文を別に定める」とあるが、要綱による運用が読み取れないといった指摘。5点目は、条例とは別に、宣言を別につくってみてはといった内容であったかと認識しております。

それでは、順を追いまして、改めてご説明させていただきたいと思えます。

その前に、この資料にあります条例の構成を、改めてご覧ください。3ページにわたる条例でございます。3分の1ページ目、1ページ目には何が記載してあるかという、外遊びや球技が思い切ってできないといった現状があるよという。子どもの言葉をまず持ってきて、おめくりいただきまして、2枚目の頭に、それに対する区としての決意とか考え方というものを込めて、このセットで前文にし、その後、条例の本文になっていると、そういう構成となっております。

それでは、説明をさせていただきたいと思えます。

まず、前文は条例の一番重要な内容になるのではないかと、法規の趣旨からどうなのかといったご指摘がございました。この前文の扱いにつきまして、区の法規担当と協議いたしました。前例となる千代田区の「地球温暖化対策条例」でも、この内容を、一般の方々にわかりやすく、また読みやすく伝える必要があるということを考えまして、その条例の性質などを考慮すると、まずなぜこの条例を作成するのかということをわかってもらうためにも、こういう方法はあるのではないかと助言をいただいたところでございます。加えまして、区議会でのご指摘、議論、そして遊び場に関する検討会での報告におきましても、何らかの形で子どもの意見を反映させるべきではないかといった意見が出されておりました。条例の本文中にそうしたことを反映するのは非常に難しいと判断いたしまして、小学生の要望とか、宣言というか、そういったものを前文で採用とさせていただいたものでございます。

2点目ですが、前回はどうです調で表記をしましたが、条例条文のどうです調は、条例のつくり方として適当なのかといったご指摘がございました。これも、私どもは初め、この条例、子どもがこの条例の条文を読むということを想定したところでございます。それで、どうです調の方がより親しみや

すいのかなと考えて作成したのですが、改めて考えますと、この条例は、子どもにも読んでもらいたいのですが、本来的に条例の本文に規定されていることは、区の責務とか、区民や事業所の役割など、子どもを取り巻く、いわば大人たちのことであって、子どもが読んでどうなるというか、必要があるものではありませんので、ここは通例の条例の条文形式に、言い方を改めました。

3点目でございます。言葉、用語の定義が曖昧ではないか。例えば、事業所、事業者の土地提供努力、義務等といったような形での定義の使い方が非常に曖昧なところがあるんじゃないかといったご指摘がございました。

具体的には、条例本文の1行ですが、前回の提案内容でいきますと、「区民、昼間区民及び区内事業者等」といった表記の中で、「昼間区民」というのは、誰なのか。「昼間区民」の定義をしないとわからないところがあるのではないかという指摘がございました。そこで、ここをより単純にいたしまして、「区民及び区内事業者等」と修正いたしました。この「区内事業者等」には、区内で活動していただく全ての事業主体、これは公であろうと民間であろうと、大企業であろうと中小零細であろうと、あらゆる方々がいるという、区を取り巻く全ての方々という意味での「区民等」とご理解していただきたいと存じます。

また、この条例の3条にあります「区民等の責務」の中に、「暫定的に土地を提供する」という文言がありました。この「提供」という言葉が非常に強くて、提供の義務まであるのかと。そういうことでなくて、気持ちはあくまでもお貸しいただければ使わせて欲しいというのが真意でございまして、そこは本来的な意味に戻りまして、場所の確保に向け、区が協力を求めると、区が貸してくださいねということに對しまして、そういうこともいいよということがあればいいんだと、「提供」というのでは余りにも強過ぎるので、そういう表現を改めました。

4点目でございます。条例の本文の7条、「この条例の施行について必要な事項は、別に定める」とありますが、冒頭申し上げました理念条例ということですので、事務事業をこの中で落とし込んであるものではございません。この条例に基づく施行といいますか、規則によって云々というのではなくて、ここに関係する事業の実施には、必要な事項を細々と定めました要綱での運用というのが、私どもといたしましては、適当と考えたところでございます。それで、この「別に定める」という中には、要綱というのを想定していると。そして、要綱の中には、さらに細部を詰めました要領というのものも入る可能性があるのかなと考えておりまして、そこを「要綱並びに要領」という書き方もあるかもしれませんが、そういうところは曖昧にしたと言いますか、そういったものを予定していますよということを受けとめていただくための膨らました書き方とご理解いただければと思います。

そして、5点目でございます。条例と別に、宣言というものもつくって見たらどうかといったご提言がございます。また、繰り返しになりますが、この

条例そのものが、理念を謳ったものでありまして、宣言に近いものと考えています。理念を謳った条例を議決いただき、また改めて宣言も議会に付して議決いただくという、二重になってしまうような内容になってしまうのかなと考えます。この遊び場の確保に関する理念を、これから色々な形で具体化していく方法としては、どちらかかなと。宣言でいくという方法も1つはあるかもしれませんが。今般は条例ということでやりましたが、いずれにしても、2つやるというのではなくて、1つにすると。そして、この子どもの遊び場確保に関しましては、この検討の開始から、条例でいこうというところからスタートしてきました。また、これから色々な動きをしていく中で、理念条例を使いながら、区の内部だけではなく、対外的なお願いをするときにも、宣言よりも条例の方がよりわかりやすいのかなと考えておりますので、ここは条例と改めさせていただきたいなと考えております。

以上が、前回の宿題と言いますか、いろいろと課題につきまして、改めて作成し直しましたのが、本日報告いたします基本条例（案）でございます。

1 ページ目には、この子どもの現状というものを前面に出しました。2 ページ目以降に、区の基本的な考え方、そして条例の本文、そういった構成でいった方がご理解していただけるのかなということで、こういった形で議案として出させていただければいいかなと考えているところでございます。

本件に関しましては、いろいろと委員の皆様方にお手を煩わせまして大変恐縮でございますが、こういうスタイルで、この条例の提案ということでやらせていただければなと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

報告が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

いかがですか。よろしいですか。

古川委員

前文なんです、前回のものよりも短くまとめられていますが、読んでみての印象が、真ん中より下の、「でも、ボール遊びが禁止でない公園なんてある？」のあとが、何か語尾が強いのか、子どもの会話ではなくて、大人の希望が、こうあってくれるといいかなということが並んでいるような印象を受けました。

最後に、「区内の小学生より」というふうにつけると違和感があるような印象があったんですが。小学生の会話の形式をとるならば、例えばですが、「あのさ、もし自分たちのやりたい遊びができる」のところを、「公園なんてある？」というのを受けて、「そうだよね。でも、もし自分たちのやりたい遊びができる場所があったら」とつなげて、次の「けがとかしても、友だちみんなで協力しあってさ。」。下が、「ねえ」をとって、「知らない子がやってきたら、仲間に入れて、友だちになったり。」。それで、下につながって、「友だちの弟や妹とかルールを教えてあげたいよね」とすると、子ど

子ども総務課長

もの自発的な会話のふうになるかなと思いました。ただ、どこまで崩しているのか難しいところですが。ずっと読んでみて、最後に、「区内の小学生より」と結ぶには違和感があるように思います。語尾の感じでしょうか。

そうですね。古川委員のご指摘もごもっともだと思います。一番子どもの声を日常的に接しているのは学校の先生だと思います。検討会の委員の中に、小学校の副校長先生が入っておられまして、この条例で子どもの生の声というものを取材しながらつくっていただくという中で、少しわざとらしさが出てきたところは、そういったところかもしれません。そこはまさに古川委員のご指摘の部分が、不自然さというんでしょうか、そこら辺のところの読み取り方が、どこまで困っている状況があって、それを受けて、区としても少しずつでもやっていくんだということなので、本当は遊びたいんだと、困っている状況だということを、説得力を持つためには、より自然な言い方というのも、それはありかなと思います。

確かに「あのさ」が余計だったりとか、そこら辺が何ていうんでしょうか。

子ども・教育部長

では、まだ時間がありますので、詰めさせていただきます。大変申しわけありません。

中川委員長

きちんと詰めて、全部お伝えしておいた方が良くと思います。よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

教 育 長

あくまでも、小学生に聞いてもらったことですので、もう一回、副校長先生を通して子どもたちに確認するんですよ。

子ども・教育部長

はい、確認してやります。

中川委員長

今度の流れはこれはどうなるんでしょう。

子ども・教育部長

2月21日告示でございます。区長からの条例の提案として議会に出されます。

ただ、それまでに若干時間があります。早急に、文言を整理した上で、委員の皆様にご確認をとる作業をし、副校長とも調整しますので、その上で、読んでいただいて、違和感があるものに関しては、条例でございますので、改めて私どもで考えて処理をいたします。

中川委員長

そうですね。よろしくお願いいたします。

子ども・教育部長

大変申しわけありません。

中川委員長

宣言文のようなものに少しこだわるんですが、別にここになくてもいいのですが、例えばそういう場所ができたりした時には、子どもたちは、僕たちはこういうつもりでつくったんだよということをきちんと表示はしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

ほかにはよろしいでしょうか、この件に関しまして。

(「なし」の声あり)

子ども・教育部長

ありがとうございます。

中川委員長

よろしくお願いします。

子ども支援課長

それでは、次に、子ども支援課長より報告お願いいたします。

2点ほどご報告がございます。

まず、(1)でございますが、千代田区立保育所条例の一部改正についてでございます。

こちらにつきましては、今年の4月竣工予定しています区立神田保育園の移転に伴いまして、その位置を改める必要があるために、条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、現在、旧神田消防署跡地でございます仮園舎、住所が神田淡路町二丁目15番地なんですが、今度新しく再開発事業で立ち上がり南街区にございます本園舎に移転する予定でございます。その住所が、神田淡路町二丁目109番地になります。

施行期日につきましては、千代田区規則で定める日から施行すると考えておりますが、4月竣工で、VOC検査等手続きがございますので、6月当初を開設の予定日といたしたいと考えております。

報告は以上でございます。

なお、平成25年第1回区議会定例会に上程する予定でございますので、その辺ご配慮をお願いいたしたいと思います。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関して、質問等はございますか。

(「なし」の声あり)

中川委員長
子ども支援課長

では、保育園・こども園入園申込状況について説明をお願いいたします。

まだ速報値でございますので、資料はご用意差し上げませんでした。すみません。確定次第、また情報をご報告申し上げたいと思います。

1月31日現在の、確定はしてございませんが、おおよその数値をご紹介します。

まず、区立の保育園、4園ございます。麴町保育園が、定員枠が88名のところ入園希望者数が89名でございます。神田保育園が、105名のところ入園希望者が115名。西神田保育園が、定員枠107名のところ入園希望者数115名。四番町保育園が、104名のところ入園希望者が141名。

私立の認可保育所でございます。アスク二番町保育園ですが、定員枠107名のところ117名。

こども園でございます。こども園の長時間課程でございますが、0から5歳までの定員枠、いずみこども園が、103名のところ119名。ふじみこども園が、142名のところ161名。

次に、平成25年4月開設予定の千代田の幼保一体施設の0から2歳までの認可外保育施設でございますが、0から2歳までの定員枠20名のところ入園希望者18名でございます。

なお、幼稚園につきましては、今年度3歳児に長時間を設けるところでございます。10名枠に対しまして4名の申し込み。なお、4歳・5歳児につきましては、短時間から長時間に行くというご意向がございますので、その辺

も最終的には加味したいと考えております。

昌平保育園につきましては、0から2歳につきましては、25名のところ24名です。昌平幼稚園は、3歳児・4歳児でございますが、20名枠のところ13名ということです。

合計しますと、定員が831人、入園希望者が924人ということで、1.11倍ということになります。93名の方が定員より多いといった状況でございます。

報告は以上でございます。

中川委員長
古川委員

これに対しまして、何かご質問ありますでしょうか。

こんなに待機児童が発生してしまうということになるのでしょうか。今の段階から、数字は動くんでしょうか。

子ども支援課長

今年度の4月、待機児童ゼロといったところなんですけど、ただ、年度途中では、どうしてもお申し込み後の転入等がございますので、若干の待機児童数というのは出てまいります。この93名が全て待機児童という形ではなく、ここから認証保育所等に行かれて、最終的に何名に落ちつくかは、今入所調整会議中でございますので、その結果等もあわせまして、またご報告申し上げたいと思います。

古川委員
中川委員長

分かりました。

それでよろしいですか。

(了 承)

中川委員長

それでは、次に、学務課からの報告ですが、学務課長が欠席のため、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、平成25年度千代田区立九段中等教育学校の適性検査の受検状況につきましてご報告申し上げます。

これは2月3日に本校の適性検査がありました。この資料にございますとおり、A区分、いわゆる千代田区民枠でございますが、今年度は応募の段階では、男女とも2倍を超えた応募がございました。実際の受検となりますと、この表にもございますとおり、男子が73名、女子が81名、男子は1.83倍、女子は2.03倍ということで、男子が若干応募倍率2倍を割り込んだというところでございますが、昨年に比べますと、受検者数もA区分につきましては伸びているところでございます。

この発表は2月6日の17時にホームページで公開し、7日に学校の掲示板に掲出されました。そして、7日、8日の日に、合格された方々は入学の手続をしているところでございます。

本件につきましての詳細につきましては、また改めましてご報告の時間を設けさせていただく予定でございます。

説明は以上です。

中川委員長

報告が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長
指導課長

それでは、特にないようですので、指導課長より報告お願いいたします。

まず初めに、いじめ問題についてということで、教育委員会資料、「大津市いじめ第三者委報告＜要旨＞」に基づきましてご説明申し上げます。

こちらの要旨につきましては、東京新聞のホームページに記載されているものでございますので、ご承知おきいただければと思います。

要旨でございますので、途中略されているものもございます。今回は、第Ⅰ部「自死に至るまでの事実」の第1章の「事実経過」については、省略されております。

第2章の「事実の考察」以降につきましてご説明申し上げます。

第1節、「本委員会のいじめの定義」につきましては、文部科学省が定めるいじめの定義と同様なものであります。

第2節の「いじめの認定」です。生徒Aに対する行為が、主なものとしては19件ございました。白い三角印のところ、数えていきますと、ヘッドロックだとか暴行、ズボンが脱がされる、教科書、成績表を破られる、女生徒の前で「告ら」される——女生徒の前で誰々が好きという意味ですけども、告られる。あるいは、「死ね」だとかという言葉が浴びせかけられるなどがございました。つまりこれらの行為は、Aに対する心理的・物理的攻撃であったと認められるという結果でございます。よって、生徒B、Cに対してはいじめと認定すると。ただし、Dについては、「一定の人間関係にある者」という要件に該当しなかったもので、いじめとは認定しなかったというものです。

第3節に、「自死の原因の考察」がございします。大きく分けて3つございします。

まず、1点目は、もともと仲よしグループであったこともあって、誰にも相談ができなかったと。当該クラスの生徒や担任に相談しても、いじめがやむことはないという絶望感、無力感に陥ってしまったと。この頃の当該クラスは、学級規律の乱れ、あるいはAに対するいじめが日常化しており、「いじめの透明化」の段階にあったと。クラスからはいじめ行為を抑止する力は失われていたと判断できる。また、担任も同様の状態に陥っていたというものでございます。

3点目は、ページを開いていただきまして右になりますが、自死をされた生徒さん、Aというんですが、Aの性格等や家庭の問題については、自死の要因とは認められなかった。本人の問題はなかったと結論づけております。

4節の「本事案のいじめの特徴について」は、仲よしグループからいじめグループへの変化の中で起きていると認定しております。

5節「学校、市教育委員会のいじめ認定への考察」につきましては、学校及び市教育委員会が誤った判断をした最大の原因として、背景事情を含めて徹底した調査を行い、そこで出てきた情報から事実を確定するという作業を怠ったと特定しております。特に、市教育委員会においては、学校を支えるという教育委員会本来の役割を早々に放棄し、事実調査、いじめの認定作業

を学校に丸投げし、混乱状況下にあった学校を孤立させたということを指摘しております。

第3章の「問題点」につきましては、1節は省略で、第2節、「問題点の指摘」としましては、担任のことについて言及されております。担任は、周辺の生徒がいじめを訴えている事実をもっと重視すべきであったと。周辺の子どもたちから具体的な情報を得る努力をすべきであったという指摘をしております。

2枚目をご覧ください。

複数の教員から情報が上がったにもかかわらず、最後の最後まで学校は全体として、いじめとしての認知をしなかったという指摘をしております。問題は、情報が担任と学年主任にとどまり教員全体で共有できなかったということ。情報が学校全体において共有されなかったということを指摘しております。

第Ⅱ部につきましては、「事後対応」としまして、第1章は省略ですが、第2章は「問題点」、「学校の事後対応」ということで、同様なことが書かれております。

まず、アンケートが実施されたのですが、本件、いじめの実態のかなりの部分が明らかになったにもかかわらず、学校はこうした情報を全て集約して、全貌を明らかにしようとする姿勢は必ずしも認められなかったという指摘をしております。結果的には、自死の関係を不明と結論づけた。これを早々に結論づけてしまったことには、大いに疑問であるという指摘がされています。

本件の場合は、学校は加害をしたとされる生徒から、Aとのかかわりや事実関係について、その言い分を聞くことがほとんどできていなかったというふうな指摘もされております。

また、第2節、「市教委の事後対応」にしましては、本件に対して緊急対策チームがまず設置されなかったということ。結果、職員の役割分担や指示命令系統も曖昧なままで推移し、その結果中学校への明確な支援体制がとれなかったと指摘されております。

1枚おめくりいただきまして、その裏面ですが、学校がいじめの調査を行うに当たっても、市教育委員会は弁護士に頼り、一切の指導助言を行っていない。また、学校で開催された重要な会議に指導主事が出席をしなかった、報告を聞くのみであったという指摘がされております。学校への関与性が極めて薄いと。結果、事務局の独走をチェックすることが大切であるというようなご指摘もされてございます。

3節、「学校・市教委共通の問題点」としては、Aの保護者が虐待していたというフィクションへ寄りかかったことで、いじめと自死の関係への解明作業が事実上放棄されていた。事実解明を怠り、大ざっぱに3人によるいじめと捉えた結果、いじめをしたと言えない1人を社会的非難にさらしたなどの指摘をしております。

第3章の「その他の問題点」につきましては、新聞社のことについて書かれているんですが、報道のあり方等も指摘をしております。生徒の保護者がこの報道を知り、本委員会との信頼関係が壊れたとして、生徒からの聞き取りを拒否したという結果に至ってしまったのは、新聞報道のあり方についても問題提起がされております。

最後の1枚なんですが、第Ⅲ部「提言」ということで、「教員への提言」が記載されております。

まず、何よりも子どもの心の叫びを読み取ることが重要だということ。また、本委員会でも、よく言葉として出されていましたが、教員自身の感性を磨くことということも重要であると指摘をしております。周りの多数の教員の力を合わせ、心配な生徒の情報収集と情報の共有の仕方について、十分な検討・実践をしてはどうかと提言をされております。

また「学校への提言」としましては、いじめ問題は学校の中で解決しなければならないということがまず第一に挙げられています。先生に相談したいと思ったときが一番対応するときであると。学校職員であれば誰にでも相談できるような、そういう体制をつくる必要がある。多くの子どもたちが「生徒に向き合う時間をつくって」と答えているので、誰でも相談できるような体制をつくる必要があるという提言がなされております。

また、第3章では、「教育委員会への提言」といたしまして、まず第一には、市教育委員会の隠蔽体質を是正する必要があるということがあります。

今回の問題で、教育委員会事務局が自らの調査や学校への徹底した指導・支援など、その直接的役割を十分果たせていなかった。事務局が執行する事柄を監査する部署を外部機関に置くことも考えると提言をされております。

おめくりいただきまして、第5章、「危機対応」。ここでのポイントは、学校・教育委員会は可能な限り事実を開示すべきであるというようなことを指摘しております。

第6章、「将来に向けての課題」につきましては、子どもたちが安心していじめからの救済を訴える窓口が不可欠であるというようなことを、課題として挙げております。

また、いじめで重大な結果が生じてしまう前に、弁護士へのアクセスを充実させること。弁護士であれば問題点を的確に把握できるのではないのかというようなことも指摘をしております。

雑駁に、この報告書をご説明申し上げました。これまで本委員会で、いじめについて議論されていることに重複するところが多いかなと思ってます。この報告書の中でも、教員への提言という中で、心の叫びを読み取る、あるいは周りの多数の教員の力を合わせるという意味では、もちろん教員の体制も大事なんですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、より専門的な知識をお持ちの方たちと子どもたちを守っていくという姿勢が重要なのではないのかなと。そういった意味では、千代田区においては、そういった体制が整いつつあるかと思えます。

また、いじめからの救済を訴える窓口が不可欠であるというお話もありました。これにつきましては、千代田区においては、いじめホットラインを、24時間全て子どもたちの声を聞く体制は整えますということで、平成25年度予算に計上しているところでございます。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと同様に、弁護士というようなお話がございました。こちらも健全育成サポートチームを早期に立ち上げ、弁護士とのつながりをつけていくと。何かがあった際には、すぐに弁護士も交えて、学校に相談していくというような体制を本区では整えているところでございます。

まだ十分な体制というわけではないのかもしれませんが、千代田区教育委員会といたしましては、このいじめ問題につきまして、平成25年度に際して万全な対策はとっていくというふうにしております。ただ、やはり人間でするので、意識という問題、危機管理意識だとか、あるいは関係諸機関との連携する意識だとか、そういうものが薄れてしまう可能性がございます。時をみて、校長会等で、常に先生方一人一人に届くような、そんな指導、助言ができるようにしてまいりたいなと思っております。

いじめの問題についてのご報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

これに関しまして、ご意見はいかがでしょうか。

市川委員

感想でもいいですか。私、大津教育委員会に期待していたんです。しかし、指導課長さんがおっしゃったように、ここに書かれているように、この委員会で、ほとんど既に取り上げていることが多いことがあります。ということは、つまり事柄として、考えられることは全て手を尽くしてきているんですよ。

問題は、どういうことかという、事が起こったときにどこまで明らかにするのか。プライバシーの問題というのは、私は実は、こういう際に、余りそれを前面に押し立てて、認定する材料にはならないんだと思うんですけど。事柄によりますが、要するに、いかにオープンであるかということが一番の問題なんだろうという気がするんですよ。ですから、それを抜きにして、幾らこういうことを、例えば弁護士ってありますね——差しさわりがあると思いますが、僕は弁護士は余り信用しないものですから、はっきり申し上げますが、自分の身内にも弁護士がいるものですから、絶対信用しない。豪語するんですよ、余計な話ですが、弁護士というのは。弁護士を入れることもかなりのところでやっているはずなんですし、千代田区もやっているんですが、でも、それが全てではない。ですから、何を整えるかではなくて、どう運営するか、整えたものをどう運営するかという方がよほど大事だというのが私の感想です。

中川委員長

そうですね。ですから、それは佐藤指導課長がおっしゃったように、感性の問題とか、最終的には、危機の時にどう対処するかという問題になってくると思います。

少しだけ言わせていただくと、私も、失望したところもあるし、それから、教員への提言の中で、教員自身の感性を磨くことというのは、どんな状態でも大切なことのはずなのに、「日々の忙しさの中で難しいと思うが」という文言が出てくるんですが、これは少しおかしいんのではないかなと思いました。

あと、教育委員会への提言という中で、教育委員会事務局が執行する事柄を監査する部署を外部機関に置くことも考えられるというのは、これはもう、屋上屋を架すということになるし、そういうことを、全体として見ていかなければいけないのは、僭越ながら、教育委員の仕事でもあるんじゃないかなと。教育委員も感性を磨いて、きちんと、隠蔽したりしないで、対処していかなければいけないなということを感じました。

本当に私が腹立たしいと思ったのは、学校が責任を放棄していたことで、第5節にも書いてあるんですが、学校がまず子どものことをどうして見てあげられなかったのか、ちゃんとケアしてあげられなかったかということがここには書かれていないということです。私は気になりました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

古川委員

スクールカウンセラーについてのことが載っているんですが、内部性の指摘があり、これから提言としては、外部性の強化ということなんですが、学校とカウンセラーの方々が連携して問題解決に向かっていると思うんですが、確かにプライバシーの秘守義務というのはあると思うのですが、千代田区のスクールカウンセラーの方と先生方との距離感とか、どんなふうになっているのでしょうか。気をつけているところとか、どんなふうに色々なことを話し合われているのかというのがよくわからないので、何でもいいんですが。

児童・家庭支援センター所長

私の方から説明いたします。小学校のことしかわからないんですが、小学校で申し上げますと、子どもと相談していく中では、子どもがこれは先生に言わないで言うことももちろんありますが、それをスクールカウンセラーが、先生に言わないことで問題が生じてしまうこともありますので、それはその事例、事例によって、言うべきことは先生にもお伝えしていきますし、学校の中でチームを組んで解決しなくてはいけない場合には、先生やスクールカウンセラー、それから指導を行う先生とかも含めて相談をしますし、時には、児童・家庭支援センターの職員も入って相談させていただきます。

相談を受けた内容というのは、直属、学校の中にも派遣されていますが、所管は児童・家庭支援センターなので、児童・家庭支援センターには、全て学校で、毎月どうだったという相談を受けた報告は全部いただいております。それを私、管理職が見て、問題があるときは、それはどうしたのということで、内容的にお聞きして、これは学校と連携しなくてはいけないという部分については、私の方から連絡させていただくということもあります。

ただ、小学生と中学生のスクールカウンセラーの場合に大きく違う点とい

うのは、この守秘義務というところなんです、守秘義務というのは、スクールカウンセラーが学校に言うかどうかということよりかは、学校の中で、子どもがそのスクールカウンセラーに相談に行くことについて、他の生徒に知られないように行くことができるかどうかという部分も大きい、小学校と中学校では違うのかなと私は感じています。小学生の場合は、お友達に見られているとか感じないで、スクールカウンセラーのところに気軽に来る生徒さんが多いのですが、スクールカウンセラーの中には、色々な他の自治体とかに行っているスタッフもいますので、聞いてみますと、中学生の場合は、スクールカウンセラーが学校の中にいたとしても、そこまで足を運ぶということが、特にいじめなんかの場合だと、いじめられている生徒が、いじめている生徒の視線とかそういったものを感じてしまうと、学校の内部にいたとしても、相談しにくいというのはあると思います。

千代田区の場合は、スクールカウンセラーはもちろん充実させていますが、そのほかに児童・家庭支援センターの中に教育相談というのがあります。そこで心理職が相談に乗っているんですが、そちらに相談に来るケースが、中高生の場合は多いと私は思っています。

中川委員長 せっかくホットラインができるんですから、それともうまく連携できるような形とか、工夫しないといけないでしょうね。それはどうなのでしょう。

指導課長 今回に関しては、いじめホットラインというのが今までであったものですから、それについては、極端な話、午前8時から午後5時ぐらいまでしかなかったので、今回は広げるという形になっています。

児童・家庭支援センター所長 あと、スクールカウンセラーの場合、学校に通っている生徒が対象なんですよね。ただ、千代田区の場合は、私学に行っているお子さんもいらっしゃると思いますので、その場合は、各学校に配置されていますスクールカウンセラーでは対応できませんので、教育相談でご相談を聞くというような形になるかと思っています。

中川委員長 わかりました。
よろしいですか。

古川委員 はい。

中川委員長 では、次に、小・中・中等教育学校における体罰の実態調査について、説明をお願いいたします。

指導課長 (2)の小・中・中等教育学校における体罰の実態調査についてということで、どんな調査が行われているのかというご報告をさせていただきます。

教育委員会資料、ステープラーどめの写しが2つほどございます。

1点目が、「部活動指導における暴力による体罰の実態把握について」という中学校・中等教育学校向けの調査用紙でございます。また、もう一つは、「小学校における暴力による体罰の実態把握について」ということで、小学校を対象にした調査でございます。

こちらの調査は、中学校は平成25年1月28日から3月15日（金）まで、また、小学校は1月31日から3月15日までが調査期間となっております。ただ

し、いずれも3月8日（金）までの締め切りになっております。東京都が15日までに提出してくださいということなので、区の締め切りを8日にしました。しかし、調査期間が15日までありますので、提出後、本調査にかかわる事案が生じた場合には、速やかに教育指導課に連絡をするという体制をとっております。

調査方法につきましては、中学校、小学校ともに、教員から校長による聞き取り形式になっております。

中学校をご覧いただけるとよろしいのですが、ステープラーどめの一番後ろのページ、「教職員」、「聞き取り内容」、これに基づいて校長が教員に聞き取りを行います。

また、小学校につきましては、小学校版のステープラーどめの1枚目、2枚目の裏面に聞き取り内容というものがございます。これに基づきまして、校長が聞き取ったものを教育委員会に提出するという形になっております。

児童・生徒につきましては、アンケート方式による調査になります。中学校につきましては、2枚目の表面、質問肢がございます。小学校につきましては、3枚目の表面、「よりよい学校生活のために」というものでございます。

なお、中学校につきましては、表題が、「部活動指導における」となっておりますが、こちら7番、8番にありますように、「今年度、部活動以外の事業や学校行事において」ということで、部活動からさらに広げた調査になっております。表題と若干違っております。

このような形で、今現在、調査を行っております。

今回、校長会等でもご説明申し上げたのですが、特に小学校は発達段階が違いますので、調査の仕方などは、十分にこの発達段階に応じて実施していただきたいとお願いしています。アンケート用紙を配って、はい、書いてくださいといっても、なかなか書けないお子さんがいらっしゃると思います。

また、「体罰」という言葉だけがひとり歩きしてしましまして、なかなかイメージが捉えにくいというようなことがありましたので、文部科学省が平成19年度に示した、「暴力による体罰の例」というものが示されておりますので、そちらに基づいて調査を行ってくださいと言っております。

なお、小学校につきましては、この調査に加えて、校長が全校朝会や、あるいは全校集会で、暴力はいけないことを講話として話してくださいと。また、こちらの資料の一番最後の面にあります「保護者の皆様へ」というような形で、学校から保護者に、趣旨とアンケートを実施しますというようにことをお手紙として配布しているところでございます。校長会である程度統一をした形で、この意図から外れないような趣旨で、若干の文言の修正はあろうかと思いますが、ほぼこれと同じような形でお手紙が出るというものです。

また、こちらは、3月8日以降集計結果が出てまいりますので、結果につきましても、きちんとご報告申し上げたいと思っております。

ちなみに、千代田区で、ここ何年かで起きた体罰、あるいは不適切な指導についても、改めてご報告申し上げます。

体罰で、服務事故として上がっているものは、平成22年度の中学校の教員が1件ございます。麹町中学校の教員が、委員会活動中に、男子生徒を右手のひらでほおを1回たたいたり、あるいは襟首の部分をつかみ、またドアのところまで引っ張っていく。また、さらに胸元をつかみ、退室させようと、生徒を押したというような内容で処分を受けております。

それと、こちらは服務事故まではいきませんでした、九段中等教育学校の教員による不適切な指導ということで、指導課長の口頭指導が行われております。こちら、主幹教諭と一緒に生徒指導をしている際に、その受け答え、言葉や態度を改めさせるために、その生徒の胸元中央部を右手のひらでつかみ、そのまま同生徒を壁に押しつけた。胸ぐらをつかんで押しつけたというものがございました。

それ以降、特にございませんが、不適切な指導としては、教員はございませんが、外部指導員も今回の調査では聞いてきております。外部指導員というわけではないのですが平成23年度には、スクールライフサポーターが児童に対して行き過ぎた指導をしてしまったという案件はご報告をさせていただいているところですので、改めてご報告をさせていただきます。

なお、今回の調査で、重篤な事案が起きた場合にはすぐご報告をいただくようになっております。現時点では、学校からはご報告はいただいておりますので、ないと判断しております。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございます。

この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたら。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

◎日程第3 その他

中川委員長

それでは、特にないようですので、その他、報告事項に入ります。

各課長よりご報告お願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、教育委員のほうから何かありますでしょうか。

市川委員

今はインフルエンザが流行の真っ最中ですが、ノロウィルスは、今どうなっていますか。

参事(子ども健康担当)

ノロウィルスにつきましては、ピークとしては過ぎまして、ただ、発件数はそれなりにあるんですが、集団発生の報告は今のところは聞いてはおりません。

市川委員

なるほど。重篤な事例というのは、千代田区区の場合、学校から報告はなかったですか。

参事(子ども健康担当)	高齢者の施設も含めて、学校もですが、重篤な、例えば入院されたとか、あるいはもちろん死亡という報告は受けておりません。
市 川 委 員	そうですか。
中川委員長	インフルエンザも大丈夫ですか。
指 導 課 長	中学校で1校、神田一橋中学校が、3年生が1日学年閉鎖をしたと。受験のシーズンもあって、インフルエンザ罹患者数も増えてきたということで。あと、昌平小学校が3日間学級閉鎖、番町幼稚園で学級閉鎖を行ったと。学級閉鎖はこの3校・園のみの報告となっています。
中川委員長	わかりました。どうもありがとうございます。 それでは、よろしいでしょうか。
	(「なし」の声あり)
中川委員長	では、先ほど日程の最後にしました第1、議案、指導課、議案第3号、人事案件の議事に入りたいと思います。 それでは、一旦休憩したいと思います。

休 憩 午後4時55分

— 再開 —

(以降、秘密会は、人事案件につき、記録せず)

— 閉会 —